

手話言語等条例制定で市

通訳者の派遣先拡大へ

障害者が円滑に意思疎通できる社会の実現に向け、「手話言語等条例」の来春制定を目指す明石市は、制定に合わせて手話通訳者らの派遣範囲を拡大し、人材の養成にも力を入れる方針を明らかにした。火災警報器など生用具の支給対象も見直し、利用者の実情に応じた運用を図る。

同条例の検討委員会

がこのほど、手話や点字、ひらがな表記の普及などを通じ、障害者のコミュニケーション促進を図る提案を取りまとめたことを受け、実現に向けて環境を整える必要があると判断した。

市は現在、公的機関での手続きや相談、病院の受診、契約、1親等の冠婚葬祭などの際

に、手話通訳者や要約筆記者を派遣。利用者から、就職の面接や1親等以外の冠婚葬祭にも派遣を求める声が出していた。

また自動消火器など生活用具の一部は、家族に健常者がいると支給対象外に。現在でも市が必要と判断すれば市が対応しているが、実態に即した対応を職員に徹底する。

市はこのほか、知的障害や発達障害のある人向けに、公的機関や病院の利用に必要な情報や、発達障害者の発行などを検討。手話通訳者や要約筆記者の報酬の見直しも進める。

市によると、市内には身体、知的(療育)、精神障害者手帳の所持者がそれぞれ、1万2千人

026人、2190人、2007人(いずれも今年3月末時点)いる。条例案への市民意見(パブリックコメント)は1月16日まで募集。

当事者の考え方を聞くため、全文を占説、音訳したり、ふりがなを付けてたりしたものも用意している。電話での聞き取り、代筆にも対応する。市福祉総務課

(新開真理)

078・918・51333
42、ファクス078
・918・51333